

一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会 賛助会員入会規定



一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会定款 第6条・第7条及び第8条により次のように定める。

(会員の資格)

第1条・本会の賛助会員の資格は下記の通りとする。

ボランタリーチェーン事業又は本会の目的若しくは事業に賛同する法人、団体又は**個人**とする。

(入会手続き)

第2条・本会に加入しようとする賛助会員は次の手続きを経た後、本会の承認を受けて入会するものとする。

- (1) 所定の申込書に法人・団体概況書（パンフレット等でも可）を添えて会長に提出しなければならない。
- (2) 本会に対する代表者として、その権利を行使する者を定め、会長に届け出なければならない。
また代表者を変更した場合、以後速やかに変更届を会長に届け出なければならない。

(入会の決定)

第3条・前条(1)の手続きにより入会申込書が会長に提出された場合、理事会においてその諾否を決定し通知するものとする。

(入会日)

第4条・入会は理事会において承認決定された月日とする。

(会費及び入会金)

第5条・会費及び入会金は別表の通りとする。

(入会金及び会費の納入方法)

第6条・入会時の入会金及び会費は入会決定日において速やかに納入するものとする。

(退会手続き)

第7条・会員を退会しようとするときは事前にその旨をもって会長に届けなければならない
但し、その場合、未納会費等の精算を行うものとする。
また、本会は既に納入された会費その他拠出金品は返還しないものとする。

以上

一般社団法人 日本ボランティアチェーン協会

賛助会員 **入会金及び会費**

1. 本協会定款第8条により、賛助会員の入会金及び会費は下記の通り定める。

(1) 入会金 30,000円

(2) 会 費 (1口月額 10,000円)

(1口月額 10,000円とするも、**2口以上の協賛を歓迎する**)

2. 会費の納入方法は次の通りとする。

(1) 原則として半年分を4月1日、10月1日の2回に納入する。

(2) 納入方法は、口座振替方式(振替手数料は協会負担)、又は銀行口座振込方式(振込手数料は会員負担)とする。

【賛助会員入会のメリット】

1. 販路拡大

今や店頭では何でも扱える時代です。弊協会のメンバーは食料品に限らず様々な業種のチェーンが加盟しています。（正会員名簿参照）

2. 交流拡大

賀詞交歓会、全国大会のみならず、正賛研究会、V C交流セミナー等、賛助会員の皆様と正会員の幹部の交流の場を設けています。

3. 会員価格と教育研修

リテイルマーケティングセミナー、酒類販売管理者研修、各種セミナー等各種教育研修プログラムに割安な会員価格で参加頂けます。

4. 機関誌の定期送付

ボランティアチェーンを紹介する唯一の機関誌「Voluntary Chain」を隔月で1冊無料で送付致します。

5. 機関誌誌上へのプロモーション

ご入会時に限り、機関誌に広告及び貴社の紹介をさせて頂きます
機関誌誌上での商品の宣伝が行えます（無料）

6. 経済産業省、農林水産省、国税庁等 政府に要望を陳情、施策の情報提供を致します。

賛助会員入会申込書

令和 年 月 日

一般社団法人日本ボランタリーチェーン協会

会長 井原 實 殿

一般社団法人 日本ボランタリーチェーン協会の趣旨に賛同し、協定会款第7条及び入会規定第2条により下記書類を添え賛助会員として加入致したく申し込み致します。

記

1. 賛助会員入会申込書（当紙）
2. 法人・団体 概況書（パンフレット等でも可）
3. その他 参考資料

企業・団体名	
本社所在地 〒	
代表者お役職名・お名前	印
電話番号	F A X 番号
ご担当者所属部署名	お役職名
ご担当者氏名（フリガナ）	
ご担当者所属部署 所在地 ☐ 本社住所と同じ	
■ 本社と異なる場合 住所 〒	
ご担当者電話番号	ご担当者F A X 番号
ご担当者メールアドレス	
お申込み口数 口 年額 円	
※ 会費請求書 送付先 ☐ 代表宛 ☐ ご担当者宛 ☐ その他（経理部等） 部署名 担当者お名前	